明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附則第五条中「附則第十五条」を「附則第十四条」に、「附則第九条第三項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十二条」に、「附則第十三条」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度から令和八年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条　令和六年度から令和八年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附則第六条の見出し中「令和六年度」を「令和九年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和九年度」に、「附則第十三条」を「附則第十二条」に改める。

附則第七条（見出しを含む。）中「令和二年度から令和四年度まで」を「令和五年度から令和七年度まで」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条の二の五」を「第四十五条の二の六」に改める。

第三条の二第一号中「によつて」を「により」に改め、同条第三号中「第五項」を「第四項」に改め、「含む。）」の下に「又は第五項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六条の七を削り、第六条の八を第六条の七とし、第六条の九を第六条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の徴収猶予に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第六条の九　法第十五条の二第十項の徴税吏員（以下この条において「徴税吏員」という。）は、同項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　徴税吏員は、法第十五条の二第十項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第六条の九の二第二項第一号中「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改める。

第六条の二十一の二中「第二十二条の四第一項」を「第十五条の二第九項第二号」に改める。

第七条の九第一号中「三年間」の下に「（法第三十三条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間。次号において同じ。）」を加え、同条第二号イ中「以下この条」を「八」に改め、同号ロ中「以下この条」を「二」に改め、同条第三号中「によつて」を「により」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項（法第三十二条第八項又は第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第三十三条第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び次項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

3　第一項（法第三十二条第九項の規定による雑損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第三十三条第四項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第七条の十三の四第三項において「特定雑損失金額」という。）以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第七条の十三の四第三項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額又は特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして第一項の規定による控除を行う。

第七条の十二を次のように改める。

（特定非常災害に係る純損失又は雑損失の繰越控除の特例）

第七条の十二　法第三十三条第一項各号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。）　法第三十三条第一項に規定する特定非常災害（次号において「特定非常災害」という。）による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして所得税法第三十八条第一項又は第二項の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二　繰延資産（所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。）　その繰延資産の額からその償却費として同法第五十条の規定により特定非常災害による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

2　次条の規定は、法第三十三条第五項に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次条第一項中「納税義務者の」とあるのは「納税義務者と生計を一にする」と、「する。」とあるのは「する。この場合において、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第三十三条第五項の特定非常災害が発生した日の現況による。」と、同条第二項中「第三十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第三十三条第四項」と読み替えるものとする。

3　法第三十三条第五項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第七条の十三の三第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

第七条の十三の三第一項第二号ロ中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「補塡される」を「埋められた」に改める。

第七条の十三の四の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　その年において生じた法第三十四条第一項第一号に規定する損失の金額のうちに法第三十三条第五項に規定する特定非常災害により生じた損失の金額（以下この項において「特定非常災害により生じた損失の金額」という。）と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の同号に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額は、当該特定非常災害により生じた損失の金額から順次成るものとする。